

議案第39号

目黒区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

目黒区旅館業法施行条例（平成24年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ及び第4号中「配膳室」を「配膳に用いる場所」に改め、同条第6号ア中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第6条中第4号を第5号とし、同条第3号中「玄関帳場には、」を「営業施設には、宿泊者の見やすい場所に」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 営業施設には、公衆の見やすい場所に営業施設の名称を表示しておくこと。

第7条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第3号の2及び第3号の3の基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館・ホテル営業の施設についてのみ適用する。

第7条第1号に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第7条第2号を次のように改める。

(2) ロビー及び食堂を設けるときは、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さを有すること。

第7条第3号中「調理場は」を「調理場を設けるときは」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(3)の2 調理場を設けるときは、配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳に用いる場所を設けること。

(3)の3 前号の配膳に用いる場所には、食器戸棚及び高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。

第7条第4号ア中「第1条第1項第2号イ又は第3号」を「第1条第1項第1号」に改め、同号中イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

第7条第7号ア中「浴槽は」を「浴槽を設けるときは」に、「である」を「とする」に改め、同条第9号イ中「階には」を「ときは、宿泊者の利用しやすい位置に」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第3号中「第1条第3項第1号」を「第1条第2項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第7条第4号イ及び」を「第7条第1号、第3号、第4号イ及びウ並びに」に改め、「並びに前条第1項第1号」を削り、同項を同条第2項とする。

第10条第1項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第7条第4号イ及び」を「第7条第3号、第4号イ及びウ並びに」に改め、「並びに第8条第1項第1号」を削り、同項を同条第2項とする。

第11条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第12条第1項中「第8条及び」を「第7条及び」に改め、同項第1号中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「第8条第1項第2号、同条第2

項において準用する」を削り、「並びに第8条第3項において準用する第7条第5号」を「、第3号の2、第5号」に改め、同項第2号中「、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第9条第3項」を「並びに同条第2項」に、「第7条第5号」を「第7条第3号、第5号」に改め、同条第2項中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第8条第2項、」を「第7条第3号、第9号及び第10号並びに」に、「並びに第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する第7条第9号」を「、第9号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受けて同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、この条例による改正後の目黒区旅館業法施行条例第7条に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準又は第9条に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。

（説明） 旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第21号）により旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）が改正されたことに伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準等を定め、営業者の遵守事項及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を見直すとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区旅館業法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)	(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)
第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。	第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。
(1) (現行と同じ。)	(1) (現行と同じ。)
(2) 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。	(2) 営業施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。
ア (現行と同じ。)	ア (省略)
イ 調理場及び <u>配膳に用いる場所</u> 50ルクス以上	イ 調理場及び <u>配膳室</u> 50ルクス以上
ウ・エ (現行と同じ。)	ウ・エ (省略)
(3) (現行と同じ。)	(3) (省略)
(4) 客室、応接室、食堂、調理場、 <u>配膳に用いる場所</u> 、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。	(4) 客室、応接室、食堂、調理場、 <u>配膳室</u> 、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。
(5) (現行と同じ。)	(5) (省略)
(6) 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。	(6) 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。
ア <u>旅館・ホテル営業及び下宿営業</u> 1の客室の有効部分の面積(寝室	ア <u>ホテル営業、旅館営業及び下宿営業</u> 1の客室の有効部分の面積(

その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計して算定した面積をいう。以下同じ。) 3 平方メートルについて 1 人

イ (現行に同じ。)

(7)～(12) (現行に同じ。)

(営業者の遵守事項)

第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業施設には、公衆の見やすい場所に営業施設の名称を表示しておくこと。

(2) (現行に同じ。)

(3) (現行に同じ。)

(4) 営業施設には、宿泊者の見やすい場所に宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

(5) (現行に同じ。)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第1項第8号の規定による条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第3号の2及び第3号の3の基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させ

寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計して算定した面積をいう。以下同じ。) 3 平方メートルについて 1 人

イ (省略)

(7)～(12) (省略)

(営業者の遵守事項)

第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) 玄関帳場には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

(4) (省略)

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第1項第11号の規定による条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

る旅館・ホテル営業の施設についてのみ適用する。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない

(2) ロビー及び食堂を設けるときは、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さを有すること。

(3) 調理場を設けるときは、次の構造設備の基準によること。

ア～エ (現行に同じ。)

(3)の2 調理場を設けるときは、配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳に用いる場所を設けること。

(3)の3 前号の配膳に用いる場所には、食器戸棚及び高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。

(4) 客室は、次の基準によること。

ア 1の客室の床面積（寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ちに入る部分の床面積を合計した面積をいう。以下同じ。）は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。

イ 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。

(2) 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂を有すること。

(3) 調理場は、次の構造設備の基準によること。

ア～エ (省略)

(4) 客室は、次の基準によること。

ア 1の客室の床面積（寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ちに入る部分の床面積を合計した面積をいう。以下同じ。）は、政令第1条第1項第2号イ又は第3号に規定する面積以上であること。

立 (現行に同じ。)

(5)・(6) (現行に同じ。)

(7) 浴室は、次の基準によること。

ア 洋式浴室の浴槽を設けるときは、利用者ごとに浴槽水を取り替える
ことができる構造設備とすること。

イ～エ (現行に同じ。)

(8) (現行に同じ。)

(9) 便所は、次の基準によること。

ア (現行に同じ。)

イ 便所を付設していない客室を有するときは、宿泊者の利用しやすい
位置に、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める
宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

(10) (現行に同じ。)

イ (省略)

(5)・(6) (省略)

(7) 浴室は、次の基準によること。

ア 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる
構造設備であること。

イ～エ (省略)

(8) (省略)

(9) 便所は、次の基準によること。

ア (省略)

イ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区
分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設
置すること。

(10) (省略)

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第2項第10号の規定による条例で定める旅館営業の施
設の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号の
基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館営業の施
設についてのみ適用する。

第8条 削除

(1) 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

(2) 調理場を設けるときは、配膳に支障が生じないよう十分な広さを有する配膳室を付設すること。

(3) 前号の配膳室には、食器戸棚及び高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。

2 前条第3号の規定は、旅館営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 前条第4号から第10号までの規定は、旅館営業の施設について準用する。この場合において、同条第4号ア中「第1条第1項第2号イ又は第3号」とあるのは、「第1条第2項第2号又は第3号」と読み替えるものとする。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第2項第7号の規定による条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) 全ての客室の床面積を合計した面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。

第9条 政令第1条第3項第7号の規定による条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (省略)

(3) 全ての客室の床面積を合計した面積は、政令第1条第3項第1号に規定する面積以上であること。

(4)・(5) (現行に同じ。)

(4)・(5) (省略)

2 第7条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

2 第7条第1号、第3号、第4号イ及びウ並びに第5号から第10号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第3項第5号の規定による条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第4項第5号の規定による条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (省略)

2 第7条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

2 第7条第3号、第4号イ及びウ並びに第7号から第10号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

(衛生措置基準の特例)

第11条 区長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについて、第4条第2号及び第6号に規定する基準に関し必要な特例を規則で定めることができる。

(衛生措置基準の特例)

第11条 区長は、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについて、第4条第2号及び第6号に規定する基準に関し必要な特例を規則で定めることができる。

(構造設備基準の適用除外)

第12条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項の施設について、その構造設備が第7条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

(1) 旅館・ホテル営業 第7条第3号、第3号の2、第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号の基準

(2) 簡易宿所営業 第9条第1項第1号及び第5号並びに同条第2項において準用する第7条第3号、第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号の基準

2 前項に定める場合のほか、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業について、その構造設備が第7条第3号、第9号及び第10号並びに第9条第2項及び第10条第2項において準用する第7条第3号、第9号及び第10号の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

(構造設備基準の適用除外)

第12条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項の施設について、その構造設備が第8条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

(1) 旅館営業 第8条第1項第2号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号の基準

(2) 簡易宿所営業 第9条第1項第1号及び第5号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第9条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号の基準

2 前項に定める場合のほか、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業について、その構造設備が第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する第7条第9号及び第10号の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。